

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会の指針（案）

少子高齢化が進み経済の低迷や雇用状況の不安定が続き、また福祉制度が保険制度に移行する等、社会保障制度が大きく変化する中、公共性（公益性）や非営利性など高い特性を持つ社会福祉協議会の責任と役割を明確にし、住民に広く理解と支持を得ることが必要です。

社会福祉協議会は社会福祉法では「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が過半数参加する公共性（公益性）の高い非営利民間団体です。まさに社会福祉協議会の存在自体が、住民参画による協議体であり住民主体の福祉の推進を支え進める基盤そのものです。

憲法において規定された基本的人権は、何時の時代においても大切にされなくてはなりません。

それは、住民の暮らしの実態を見つめ、住民一人ひとりの切実な声を受け止め、誰もがまちづくり活動に参加できる仕組みを作り、そしてどんな困難を抱えていても孤立せず、排除されず一人ひとりが尊重される住民主体の街づくりに果敢に取り組むことです。

1. 人権尊重の原則

阪南市社会福祉協議会は、「全ての住民が人としての人権が尊重され、自由に安心して暮らせる街づくり」に向けて、住民自治の形成を見据えつつ行政と対等の関係における公民協働を原則に取り組みます。

2. 住民主体の原則

阪南市社会福祉協議会は、変化する社会情勢の中、常に地域や住民の暮らしに寄り添い、暮らしの主人公である住民が自らの暮らしの困難や福祉課題を把握し、その解決に向けた主体的な参画による地域福祉の推進が図られるよう支援します。

3. 民の要としての責務

阪南市社会福祉協議会は、民間の社会福祉法人として唯一、地域福祉を推進する団体であり、多くの社会福祉事業（NPO、事業所など）の連絡調整を行う団体として社会福祉法に位置付けられています。その公共性を活かし多様な主体の連携・協働による福祉課題の解決に努めます。

4. 住民による支え合い活動の推進

阪南市社会福祉協議会は、誰もが安心して住み暮らし合える街づくりに向け、校区福祉委員会を基盤にして、事業者や専門機関と連携し住民による見守り支え合い活動を事業として創造的かつ積極的に提供します。

5. 健全で民主的な経営・組織基盤の確立

阪南市社会福祉協議会は、組織内の内部牽制体制を確立させ、役職員相互の信頼を背景とする豊かなコミュニケーションに立脚した健全で民主的な組織づくりを通し、安定した経営のもとで信頼される社会福祉法人運営を実現します。

6. 私たちの視座

阪南市社会福祉協議会の法人役員および職員は、市民の暮らしの困難に対し、生活者としての確かな共感と視点を常に大切にし、その解決に向けた課題を切り拓く専門家であり活動者（運動者）としての集団を目指します。